

通所介護サービスに係る重要事項説明書

1. 事業者

法人の名称	有限会社チョウセイ
代表者	川口徹男
所在地	〒010-0201 秋田県潟上市天王字上江川47-130
連絡先	018-872-2201

2. 事業の目的

要介護状態にある利用者を受け入れて、適切な通所介護サービスを提供することを目的とします。

3. 事業の運営方針

利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な日常生活介護、機能訓練、健康管理等の介護サービスを提供します。

また、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体・精神的負担の軽減を念頭に介護サービスを行うことを基本とした運営に努めます。

4. 事業所の概要

名称	デイサービスセンターこもれび
種別	指定通所介護
管理者	桑原修一
開設年月日	平成16年6月15日
所在地	〒010-0201 秋田県潟上市天王字上江川47-130
連絡先	018-872-2201
定員	20人
指定番号	0572309946
営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜、日曜日、盆休(8月13日～8月15日)、年末年始休(12月31日～1月3日)
実施地域	潟上市、男鹿市、秋田市
営業時間	8時15分～17時15分
サービス提供単位	1単位(9時15分～16時16分)

5. 従業員体制

管理者	1名	常勤	事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
生活相談員	1名以上	常勤	利用者又はその家族の相談に応じ助言その他の援助を行う。
看護職員	1名以上	常勤	看護を行う。
介護職員	2名以上	常勤	介護を行う。
機能訓練指導員	1名以上	常勤	機能訓練を行う。
※従業員体制は、人員配置基準を満たしたうえで変動することがあります。			

6. サービスの内容

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、適切な支援およびサービスを行います。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動、移乗の介助
- ウ. その他必要な身体の介護

(2) 健康状態の確認

(3) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを行います。

- ア. 衣類着脱の介助
- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な入浴の介助

(4) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを行います。

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

(5) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービスおよび機能低下を防ぐための必要な訓練を行います。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを行います。

- ア. レクリエーション
- イ. グループワーク
- ウ. 行事的活動
- エ. 体操
- オ. 機能訓練
- カ. 休養(静養)

(6) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを行います。

- ア. 移動、移乗動作の介助
- イ. 送迎

(7) 相談、助言に関すること

利用者およびその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談および助言を行います。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談、助言

7. 利用料

- (1)利用料金については【重要事項説明書・別紙1】料金規程によります。
- (2)お支払について
利用料は、1ヶ月毎に計算して請求書を発行します。お支払いについては請求書到着後自動引落口座振替以外は当月25日までに次の方法でお支払いください。
 - ①事務所窓口での現金払い
 - ②指定口座への振込

秋田銀行天王支店	普通預金	249306
北都銀行船越支店	普通預金	6048331
秋田なまはげ農業協同組合天王支店	普通預金	000327
※名義: 有限会社チョウセイ		

- ③ 自動振替
自動振替は秋田銀行、北都銀行、ゆうちょ銀行、秋田なまはげ農業協働組合に対応しています。
振替日は毎月20日です。

8. 緊急時の対応

サービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、主治医及び居宅支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、その事故が賠償すべきものである場合には、速やかに損害賠償を行います。

10.事業所及びサービス事業者の義務

- (1)当事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- (2)当事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、当事業所の嘱託医師又は看護職員若しくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- (3)当事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- (4)緊急やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、当事業者が別に定める「身体的拘束廃止マニュアル」に規定する手続に従って行うものとします。

11. 秘密保持

当事業所の職員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続いたします。

また、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合は、その情報が用いられる者の事前の同意をあらかじめ文章にてお受けする事とします。

なお、個人情報の利用目的は【重要事項説明書・別紙2】のとおりです。

12. 資質向上のための研修の機会の確保

職員の資質向上のため、採用後の6ヶ月以内、またその後随時に研修の機会を確保しています。

13. その他

当事業所に対する相談・要望・苦情等は何なりと担当者までお申し出ください。責任をもって対応させていただきます。

(【重要事項説明書・別紙3】「ご相談・苦情について」を参照ください。)

デイサービスセンター こもれび 利用料

通常規模型：（提供時間） 9:15～16:16 7時間以上8時間未満 （単位：円）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者負担	658	777	900	1,023	1,148
入浴加算(入浴サービスを行った場合)	40				
サービス提供体制強化加算 I	22				
自己負担合計額【1割負担】	720	839	962	1,085	1,210
自己負担合計額【2割負担】	1,440	1,678	1,924	2,170	2,420
自己負担合計額【3割負担】	2,160	2,517	2,886	3,255	3,630

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所型事業(通所型サービス)

	事業対象者 要支援1		事業対象者 要支援2	
自己負担合計額【1割負担】	月4回まで 月5回以上	436/日 1, 798/月	月8回まで 月9回以上	447/日 3, 621/月
サービス提供体制強化加算 I	88		176	
計	月4回まで 月5回以上	524/日 1, 886/月	月8回まで 月9回以上	623/日 3, 797/月
自己負担合計額【2割負担】	月4回まで 月5回以上	872/日 3, 596/月	月8回まで 月9回以上	894/日 7, 242/月
サービス提供体制強化加算 I	88		176	
計	月4回まで 月5回以上	960/日 3,684/月	月8回まで 月9回以上	1,070/日 7,418/月

- ※1. ご利用1回あたりの金額です。
- ※2. 令和8年6月1日から、介護職員等処遇改善加算 I ロとして所定単位に12.0%を乗じた額が加算となります。
- ※3. 食事代(おやつも含む)は1回670円となります。
- ※4. 特別な行事への参加や個人的な趣味活動などをご希望した場合に、その都度、実費をいただきます。
 なお、実費を頂く際には、事前に利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとします。
- ※5. 送迎は、単位数に含まれております。送迎を行わない場合は、47単位の減算となります。
- ※6. 健康等の理由で通所介護計画に位置づけられた場合は、上記提供時間以外での利用も可能です。
- ※7. 体調不良等で早退した場合であっても、7時間以上8時間未満の利用となります。
- ※8. おむつは持ち込みとなっています。おむつの提供を受けた場合、種類に応じて実費をいただきます。

個人情報の保護・利用目的

当事業所は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に取り組んでおります。

介護情報の提供

- ◆ ご自身の症状やケアについて質問や不安がある場合には、遠慮なく、直接看護師または生活相談員に質問し、説明を受けてください。

介護情報の開示

- ◆ ご自身の介護記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく生活相談員に開示をお申し出ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を識別できる情報をいいます。
- ◆ 当事業所が保有する個人情報（介護記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

個人情報の利用目的

- ◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆ サービス提供のために利用するほか、施設運営・教育・研修・行政命令の遵守・他の医療・介護・福祉施設との連携のために個人情報を利用することがあります。
また、外部機関による施設評価・学会や出版物等で個人名が特定されない形で報告することがあります。

相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。
個人情報保護相談窓口 管理者 桑原修一

個人情報保護方針

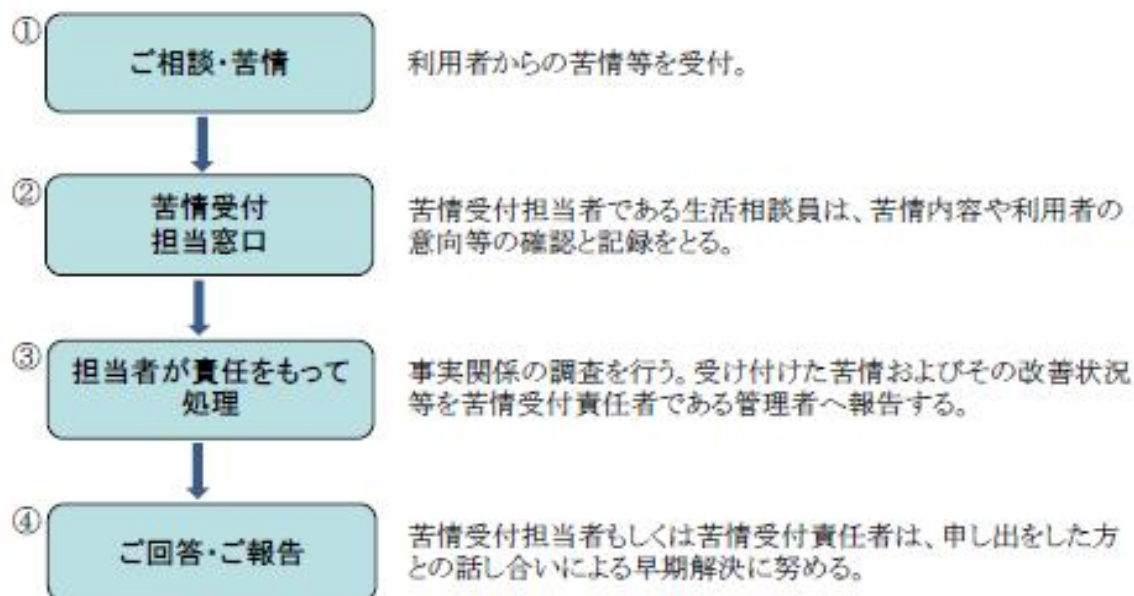
当事業所は、利用者の方の個人情報を適正に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務であると考え、個人情報の取り扱いに関する適切性の確保を重要課題と捉えて取り組んでおります。
このような背景に鑑み、個人情報の取り扱いについて、次のように宣言いたします。

- ◆ 個人情報に関する法令・規範の遵守
業務上で個人情報の保護に関する法令および行政機関等が定めた個人情報に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。
- ◆ 個人情報保護政策の強化
個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な情報の収集、利用および提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス・紛失・破壊・改ざんおよび漏えいの予防に努め、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。
- ◆ 個人情報保護に関する意思統一の徹底
個人情報の取り扱いに関する規程を明確にし、従事者に周知徹底します。また、取引先に対しても適切に個人情報を取り扱うよう要請します。
- ◆ 個人情報保護活動を継続的に改善・推進
自主的に的確な個人情報の保護措置が講じられるよう、個人情報の取り扱いに関する内部規程を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育・研修を徹底し、推進いたします。

ご相談・苦情について

I ご相談・苦情処理の体制

デイサービスこもれびでは、より質の高い開かれたサービスの提供を目指すため、皆様のご相談・苦情に、迅速かつ適切に対応できる体制を、下記の通り整えております。下記の窓口をご利用いただき、何なりとお申し付けください。



II 当事業所に対するご相談・苦情は、以下の相談窓口で受け付けます。

デイサービスセンター こもれび	苦情受付窓口 : 生活相談員 田中真由美・加藤史朗 対応時間 : 月曜日～金曜日 8:15～17:15 電話 : 018-872-2201 F A X : 018-872-2202 苦情受付責任者 : 管理者 桑原修一
秋田県運営適正化委員会	秋田県福祉サービス相談支援センター 電話 : 018-864-2742 F A X : 018-864-2742
潟上市	長寿社会課 電話 : 018-853-5323
秋田市	介護・高齢福祉課 電話 : 018-866-2069
男鹿市	福祉事務所・高齢福祉係 電話 : 0185-23-2111
五城目町	町民福祉課・福祉保険係 電話 : 018-852-5128
井川町	町民課・健康福祉班 電話 : 018-874-4417
八郎潟町	町民福祉課・福祉介護班 電話 : 018-875-5805
大潟村	住民生活課・福祉保健班 電話 : 0185-45-2114
秋田県国民健康保険団体連合会	相談専用電話 : 018-883-1550